麦についての国の関与の在り方を見直しつつその需給及び価格の安定を引き続き図るため、国内産麦の無

制限買入制度及び政府保有麦についての標準売渡価格制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定し

その見通しに基づき輸入及び備蓄を行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由

である。